

別 紙

答申第133号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成 28 年 1 月 29 日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日島根県条例第 52 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「道路交通法第 4 条第 1 項違反事件（平成 27 年に発覚した浜田自動車道と一般道の接道付近における公安委員会が実施した規制要件を欠く交通規制）に関する
 1. 詳しい事案内容、同規制による取締実績（検挙種別、件数等）
 2. 同事件に対する最終的責任を示す書面（誰が、どのような責任を取ったのか等）」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、平成 28 年 2 月 9 日付けで公開決定等の期間延長を行い、平成 28 年 2 月 24 日付けで、次のとおり決定を行った。
 - ア 本件請求内容のうち、「1. 詳しい事案内容、同規制による取締実績（検挙種別、件数等）」について
「意思決定を欠いた交通規制標識に基づく交通反則切符告知事案の発覚について」、「意思決定を欠いた交通規制標識に基づく交通反則切符告知事案の再発防止対策等について（最終報）」を対象公文書として特定し、部分公開決定を行った。
 - イ 本件請求内容のうち、「2. 同事件に対する最終的責任を示す書面（誰が、どのような責任を取ったのか等）」について
「公開請求に係る情報が記録された公文書は作成しておらず、管理していないため」として、非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、本件決定を不服として平成 28 年 4 月 1 日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。
- (5) 諮問実施機関は、条例第 20 条第 1 項の規定に従い、平成 28 年 5 月 19 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件決定の取り消し、公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

- ア 警察本部長は、このような不祥事があった場合、公安委員に対して結果報告をすることを義務づけられている（警察法第 56 条第 3 項）にもかかわらず、「作成していないため、公開請求に係る情報が記載された公文書を管理していない」との理由で非公開としているため。

イ 懲戒処分は、「社会観念上著しく妥当を欠き」裁量権を濫用したと認められる場合に限り違法と判断すべきものである（最判昭和 52 年 12 月 20 日、昭和 47 年（行シ）520）とされている。

これは、懲戒権者は懲戒処分に関する広範な裁量権を有しているが、懲戒処分をしなければならないにもかかわらず、懲戒処分しないことが「社会観念上著しく妥当を欠く」場合も、裁量権の濫用であり、不作為による違法となることを意味すると解される。

ウ 本件において実施機関は、「特定の職員を処分しておらず、処分等に係る文書は作成していないため」、非公開決定処分にしたとその理由を述べている。

本件の対象事案となった「道路交通法第 4 条第 1 項違反事件」にも必ず因果関係があって、公安委員会の意思決定を欠くに至ったはずである。因果関係過程において関与した職員は特定できる。

エ 「組織的な業務によるもので、職員個人の行為ではない」という理由付けで、「個人的な責任を科す事案ではない」と結論づけたとしている。

交通規制課の調査結果を「懲戒処分の指針」に照らしたところ、組織的な業務であるから監察課は懲戒処分の対象とならないと判断したことになるが、どこに組織的な業務であれば懲戒処分対象から除外されるという規定があるのか確認することができない。

勤務時間中の警察職員の業務は、すべからず組織的な業務であるから、勤務時間以外の懲戒事由以外には、懲戒事由は存在しないことになる。組織的な業務は、個々の警察職員の役割分担により担う行動を集約したものに過ぎない。したがって、このような理由付けは詭弁である。

オ 道路交通法第 4 条第 1 項は、交通規制をするかしないかの判断は公安委員会に委ねられている。ただし、交通規制を実施するのであれば、公安委員会の判断過程に瑕疵がない状態で意思表示されなければならない。

すなわち、道路交通法第 4 条第 1 項に規定する要件をひとつでも欠けば、有効な交通規制とは認められないのである。

警察の恣意的な調査・点検・見直し情報に基づいてなされた公安委員会の意思決定は無効である。そして、警察の恣意的な調査・点検・見直しに関与した者は、当然に懲戒処分の対象となる。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 本件決定を行った理由

特定の職員を処分しておらず、処分等に係る文書は作成していないため。

(2) 処分をしなかった理由

ア 懲戒処分に関する基本的な考え方

懲戒処分とは、当該職員の規律違反に対し、任命権者が公務員関係の秩序を維持するため、その責任を追及し、制裁を加えるものであり、人事院及び警察庁から示されている「懲戒処分の指針」や他県の先例等を参考として、総合的に検討した上で厳正かつ適正に処分を行っているものである。

イ 本件事案における調査

(ア) 業務主管課である交通部交通規制課において調査がなされ、その結果を基に前記指針を参考としながら監察課において協議、本件事案は、組織的な業

務によるものであり、職員個人の行為ではないことから、個人的な責任を科す事案ではなく、業務主管課による業務指導に委ねるべき案件と判断した。

したがって、処分等は行っていないため、文書は不存在である。

(イ) 本件は、島根県警察全体の問題であり、再発防止等を含めて業務指導を徹底するとともに、平成 27 年 7 月 3 日の県議会の常任委員会である総務委員会において、島根県警察本部長及び交通部長が陳謝している。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

審査請求人は、道路交通法第 4 条第 1 項違反事件に対する最終的責任を示す書面を求めているが、審査請求人のいう道路交通法第 4 条第 1 項違反事件とは、実施機関が本件決定と同時に行った部分公開決定の内容からすると、平成 27 年に発覚した公安委員会の意思決定を欠いた交通規制標識による交通反則切符告知事案（以下「本件事案」という。）である。

したがって、本件対象公文書は、本件事案に対する最終的責任を示す書面（だれが、どのような責任をとったのか等）である。

(3) 本件対象公文書の不存在について

実施機関は、本件事案は、組織的な業務によるものであり、職員個人の行為ではないことから、個人的な責任を科す事案ではなく、業務主管課による業務指導に委ねるべき案件と判断したことから、特定の職員を処分しておらず、処分等に係る文書は作成していないため、本件対象公文書は存在しないと説明している。

実施機関から補足説明資料として提出を受けた平成 27 年 7 月 29 日付け島交規第 650 号「意思決定を欠いた交通規制標識に基づく交通反則切符告知事案の再発防止対策等について（最終報）」によると、意思決定を欠いた理由については、「当時、規制業務を担当していた者への事情聴取等実施した結果、担当者の記憶も曖昧であること及び現存する文書が殆どないことから、推測でしか判断できないが、（中略）連携協議不足、確認不足等何らかのミスにより、誤った解除や上申漏れが発生したものである。また、意思決定を欠いた規制標識が長期間放置されたことについては、本部による指導と関係所属の確認不足が原因と認められる。」として、警察本部長から警察庁に報告されている。

本件事案が発生した理由については、上記のとおりであるが、実施機関は、特定の職員を処分しておらず、処分等に係る文書は作成していないと説明しているため、当審査会において、本件事案の発生した平成 27 年度の処分者記録を実施機関

に提出させ、確認したところ、本件事案による処分者は存在しないことが確認できた。

なお、審査請求人は、本件事案にも必ず因果関係があつて、公安委員会の意思決定を欠くに至ったはずであり、因果関係過程において関与した職員は特定できる等の主張をしているが、本件事案において関与した職員が特定できるか否か、また特定の職員を処分すべきであったか否かについては、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関である当審査会で判断できる内容のものではない。

これらの状況から、本件対象公文書を作成していないとする実施機関の説明は不自然、不合理とはいえず、対象となる公文書の存在を推認させる事情も認められない。

したがって、本件対象公文書を不存在として非公開とした実施機関の決定は妥当である。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第126号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年5月19日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成28年6月10日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成28年7月4日	審査請求人から意見書を受理
令和2年6月11日 (審査会第1回目)	審議(第1部会)
令和2年7月15日 (審査会第2回目)	審議(第1部会)
令和2年8月6日 (審査会第3回目)	審議(第1部会)
令和2年9月17日 (審査会第4回目)	審議(第1部会)
令和2年9月24日 (審査会第5回目)	審議
令和2年10月23日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会
永野 茜	弁護士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会